

ニセコ町景観条例（平成16年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第1章 総則（第1条―<u>第8条</u>―） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） （略） （9） 関係住民等 開発事業に伴いその影響が懸念される町民等で<u>規則</u> _____に定める者をいう。 （10） 管理不良状態 人が使用せず、又は景観づくりに配慮した適切な管理を行っていないことにより、景観づくりに支障をきたすおそれがあると認められる土地の状態で、_____規則に定めるものをいう。 （11） （略） （12） （略） （事業者の責務）	目次 第1章 総則（第1条―<u>第8条の2</u>―） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） （略） （9） 関係住民等 開発事業に伴いその影響が懸念される町民等で<u>ニセコ町景観条例施行規則（平成16年規則第15号。以下「施行規則」という。）</u>に定める者をいう。 （10） <u>建築ガイドライン 規模、用途に関わらず、町内で建設する全ての住宅及び建築物等の計画及び設計にあたっての基本的な方針等を取りまとめたものをいう。</u> （11） 管理不良状態 人が使用せず、又は景観づくりに配慮した適切な管理を行っていないことにより、景観づくりに支障をきたすおそれがあると認められる土地の状態で、<u>施行規則</u>に定めるものをいう。 （12） （略） （13） （略） （事業者の責務）

第6条 （略）

（適用区域）

第8条 （略）

2 （略）

3 前項各号に掲げる地域の範囲は、規則で定める。

4 （略）

（景観協定の締結）

第13条 （略）

（景観協定の認定）

第14条 前条の景観協定を締結した者の代表者は、規則で定めるところにより、景観協定書を町長に提出し、その認定を求めることができる。

2 町長は、第1項の規定による認定をしようとするときは、ニセコ町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

第6条 （略）

2 事業者は、第28条の2に規定する事前意見交換会及び第30条に規定する住民説明会が開催されるときは、当該事業における責任者を出席させなければならない。

（適用区域）

第8条 （略）

2 （略）

3 前項各号に掲げる地域の範囲は、施行規則で定める。

4 （略）

（景観づくり）

第8条の2 町内における景観づくりは、建築ガイドラインによるものとする。

（景観協定の締結）

第13条 （略）

2 町は、前項の景観協定の締結に向けて支援を行うことができる。

（景観協定の認定）

第14条 前条の景観協定を締結した者の代表者は、施行規則で定めるところにより、景観協定書を町長に提出し、その認定を求めることができる。

2 町長は、前項の規定による認定をしようとするときは、ニセコ町都市計画審議会条例（平成20年条例第25号）で定めるニセコ町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3～5 （略）

（コミュニティ協定の申請）

第18条 コミュニティ協定を締結した者の代表者は、規則で定めるところによりコミュニティ協定書を町長に提出し、その認定を求めることができる。

（コミュニティ協定の認定）

第19条 町長は、前条の規定により提出されたコミュニティ協定が景観づくりに寄与するものであり、かつ、規則で定める要件を満たしていると認められるときは、これを認定することができる。

2 （略）

（重要景観等の指定）

第22条 （略）

2 （略）

3 町長は、重要景観等を指定するときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くとともに、所有者等の同意を得なければならない。

4 （略）

（現状の変更等の届出）

第24条 重要景観等の所有者等は、当該重要景観等の現状を変更し、又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為その他軽易な行為については、この限りでない。

3～5 （略）

（コミュニティ協定の申請）

第18条 コミュニティ協定を締結した者の代表者は、施行規則で定めるところによりコミュニティ協定書を町長に提出し、その認定を求めることができる。

（コミュニティ協定の認定）

第19条 町長は、前条の規定により提出されたコミュニティ協定が景観づくりに寄与するものであり、かつ、施行規則で定める要件を満たしていると認められるときは、これを認定することができる。

2 （略）

（重要景観等の指定）

第22条 （略）

2 （略）

3 町長は、重要景観等を指定するときは、あらかじめ、審議会及び委員会の意見を聴くとともに、所有者等の同意を得なければならない。

4 （略）

（現状の変更等の届出）

第24条 重要景観等の所有者等は、当該重要景観等の現状を変更し、又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、施行規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為その他軽易な行為については、この限りでない。

(ふるさと眺望点)

第27条 (略)

2 町民等は、規則で定めるところにより、ニセコ町の区域のうち優れた
景観を眺望できると認められる地点を、ふるさと眺望点として指定す
るよう町長に要請することができる。

3 (略)

(開発事業の協議)

第28条 次の各号に掲げる行為（以下「開発事業」という。）を行おう
とする主たる事業主及び設計者等（以下「開発事業者」という。）
は、あらかじめ、規則に定めるところにより、当該事業の内容及
び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。ただし、
第1号及び第2号に掲げる行為のうち改築、増築、増設、外観の模様替
え又は色彩の変更については、これらに係る部分の面積の合計が10平
方メートル以下のものを除き、第3号に掲げる行為については、特定用
途制限地域内は適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 環境及び景観に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場で規則
に定めるもの（以下「指定事業場」という。）の新設、改築、
増設又は移転（用途の変更により、指定事業場になる場合を含
む。）

(4)～(6) (略)

(事業計画の事前公開)

(ふるさと眺望点)

第27条 (略)

2 町民等は、ニセコ町の区域のうち優れた
景観を眺望できると認められる地点を、ふるさと眺望点として指定す
るよう町長に要請することができる。

3 (略)

(開発事業の協議)

第28条 次の各号に掲げる行為（以下「開発事業」という。）を行おう
とする主たる事業主及び設計者等（以下「開発事業者」という。）
は、あらかじめ、施行規則に定めるところにより、当該事業の内容及
び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。ただし、
第1号及び第2号に掲げる行為のうち改築、増築、増設、外観の模様替
え又は色彩の変更については、これらに係る部分の面積の合計が10平
方メートル以下のものを除き、第3号に掲げる行為については、特定用
途制限地域内は適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 環境及び景観に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場で施行
規則に定めるもの（以下「指定事業場」という。）の新設、改築、
増設又は移転（用途の変更により、指定事業場になる場合を含
む。）

(4)～(6) (略)

(事業計画の事前意見交換会の開催)

第28条の2 開発事業者は、前条の開発事業において、関係住民等に対し、景観づくり等の相互理解を深めるため、当該事業の内容を構想段階から公開するよう努めるものとする。ただし、公開時期については開発事業者が自ら設定し、次条の規定による事前景観調査の前までに行うものとする。

(事前景観調査)

第29条 (略)

2 (略)

(説明会の開催)

第28条の2 開発事業者は、前条の開発事業の基本構想段階において、関係住民等と景観づくり等の相互理解を深めるため、施行規則で定めるところにより事前意見交換会を開催しなければならない。ただし、当該開発事業において、町長が景観上の影響が軽微であると認めるときは、事前意見交換会を開催しないことができる。

2 開発事業者は、前項により事前意見交換会を行ったときは、施行規則で定めるところにより、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

(事前景観調査)

第29条 (略)

2 (略)

3 町長は、前条第2項及び前項により事前意見交換会及び事前景観調査の報告を受けたときは、必要に応じて審議会に諮問するものとする。ただし、事前意見交換会の実施後に開発事業者が計画を取りやめた場合においては、審議会に諮問しないものとする。

4 町長は、前項の審議会からの答申を受けたときは、速やかに開発事業者にその内容を通知しなければならない。

5 開発事業者は、前項の通知を受け、計画した開発事業内容を町長に報告しなければならない。

6 町長は、前項の報告を受けたときは、審議会に文書により通知するものとする。

(説明会の開催)

第30条 （略）

2・3 （略）

4 開発事業者は、説明会を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その結果を町長に報告しなければならない。

5・6 （略）

（資料の公開）

第30条の2 第29条第1項による調査を行った開発事業者は、第28条の協議に先立ち、当該事業の内容及び工事施工方法並びに景観への影響について関係住民等の理解を得るため、規則に定めるところにより、資料の公開を行わなければならない。ただし、当該開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認めるときはこの限りでない。

2～4 （略）

5 開発事業者は、前項の規定による意見書が提出された場合には、遅滞なく、当該意見書に対する見解を記した書面を作成して、関係住民等に対し、その内容の周知を図らなければならない。

6 開発事業者は、資料の公開を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その結果を町長に報告しなければならない。

7 （略）

（協議の審査）

第31条 町長は、第28条の規定による協議があったときは関係法令及び規則に定める審査基準により審査するものとする。

2 （略）

第30条 （略）

2・3 （略）

4 開発事業者は、説明会を行ったときは、施行規則で定めるところにより、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

5・6 （略）

（資料の公開）

第30条の2 第29条第1項による調査を行った開発事業者は、第28条の協議に先立ち、当該事業の内容及び工事施工方法並びに景観への影響について関係住民等の理解を得るため、施行規則に定めるところにより、資料の公開を行わなければならない。ただし、当該開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認めるときはこの限りでない。

2～4 （略）

5 開発事業者は、前項の規定による意見書が提出された場合には、速やかに当該意見書に対する見解を記した書面を作成して、関係住民等に対し、その内容の周知を図らなければならない。

6 開発事業者は、資料の公開を行ったときは、施行規則で定めるところにより、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

7 （略）

（協議の審査）

第31条 町長は、第28条の規定による協議があったときは関係法令及び施行規則に定める審査基準により審査するものとする。

2 （略）

(町長の同意) 第33条 町長は、第28条の規定による協議について、助言又は指導を行う必要がないと認めたとき、若しくは助言、指導に基づき必要な開発事業の内容の変更がなされたときは、<u>規則</u>で定めるところにより、当該開発事業者に対し速やかに当該開発事業に同意する旨を通知しなければならない。 2 (略) 3 町長は、第28条の規定による協議について、当該開発事業が景観に著しく支障があると認めるときは、<u>規則</u>で定めるところにより、当該開発事業者に対し速やかに当該開発事業に同意しない旨の通知をしなければならない。 4・5 (略) (開発事業の変更) 第34条 開発事業者は、前条第1項の規定による同意の通知を受けた開発事業について、<u>規則</u>に定める変更をしようとするときは、変更内容により改めて町長と第28条に規定する協議をしなければならない。 2 開発事業者は、前条第1項の規定による同意の通知を受けた開発事業について、<u>規則</u>に定めのない軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その内容を町長に届け出なければならない。 (開発事業着手届等) 第35条 第33条第1項の規定により町長の同意を得た開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>規則</u>の定めるところにより町	(町長の同意) 第33条 町長は、第28条の規定による協議について、助言又は指導を行う必要がないと認めたとき、若しくは助言、指導に基づき必要な開発事業の内容の変更がなされたときは、<u>施行規則</u>で定めるところにより、当該開発事業者に対し速やかに当該開発事業に同意する旨を通知しなければならない。 2 (略) 3 町長は、第28条の規定による協議について、当該開発事業が景観に著しく支障があると認めるときは、<u>施行規則</u>で定めるところにより、当該開発事業者に対し速やかに当該開発事業に同意しない旨の通知をしなければならない。 4・5 (略) (開発事業の変更) 第34条 開発事業者は、前条第1項の規定による同意の通知を受けた開発事業について、<u>施行規則</u>に定める変更をしようとするときは、変更内容により改めて町長と第28条に規定する協議をしなければならない。 2 開発事業者は、前条第1項の規定による同意の通知を受けた開発事業について、<u>施行規則</u>に定めのない軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その内容を町長に届け出なければならない。 (開発事業着手届等) 第35条 第33条第1項の規定により町長の同意を得た開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>施行規則</u>の定めるところにより町
--	--

長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(検査及び改善)

第36条 町長は、開発事業者から前条に規定する完了届が提出されたときは、当該開発事業の同意の内容との適合性について検査し、同意の内容と適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を開発事業者に通知するものとする。

2 (略)

(屋外広告物の協議)

第40条 屋外において、看板、広告物その他これらに類するものを表示し、又は設置（以下「表示等」という。）をしようとする者（以下「広告物等表示者」という。）は、当該表示等を開始する30日前までに、規則で定めるところにより、その広告物等の規模及び表示方法等について町長と協議しなければならない。またその協議内容を変更しようとするときも同様とする。

(協議の審査)

第42条 町長は、第40条の規定による協議があったときは関係法令及び規則に定める審査基準により審査しなければならない。

2 (略)

(町長の同意)

第44条 町長は、第40条の規定による協議について、助言又は指導を行う必要がないと認めたとき、若しくは助言、指導に基づき必要な広告

長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(検査及び改善)

第36条 町長は、開発事業者から前条に規定する完了届が提出されたときは、当該開発事業の同意の内容との適合性について検査し、同意の内容と適合していると認めるときは、施行規則で定めるところにより、その旨を開発事業者に通知するものとする。

2 (略)

(屋外広告物の協議)

第40条 屋外において、看板、広告物その他これらに類するものを表示し、又は設置（以下「表示等」という。）をしようとする者（以下「広告物等表示者」という。）は、当該表示等を開始する30日前までに、施行規則で定めるところにより、その広告物等の規模及び表示方法等について町長と協議しなければならない。またその協議内容を変更しようとするときも同様とする。

(協議の審査)

第42条 町長は、第40条の規定による協議があったときは関係法令及び施行規則に定める審査基準により審査しなければならない。

2 (略)

(町長の同意)

第44条 町長は、第40条の規定による協議について、助言又は指導を行う必要がないと認めたとき、若しくは助言、指導に基づき必要な広告

物等の規模及び表示方法等の変更がなされたときは、<u>規則</u>で定めるところにより、当該広告物等表示者に対し速やかに当該表示等に同意する旨を通知しなければならない。 2 (略) 3 町長は、第40条の規定による協議について当該等が景観に著しく支障があると認めるときは、<u>規則</u>の定めるところにより、広告物等表示者に対し速やかに当該表示等に同意しない旨の通知をしなければならない。 4 (略) (適用除外) 第47条 本節の規定は、次の各号のいずれかに該当する看板、広告物その他これらに類するものについては、適用しない。 (1) 公職選挙法による選挙運動のために表示設置するもの (2)～(6) (略) (委任) 第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長が別に定める</u>。	物等の規模及び表示方法等の変更がなされたときは、<u>施行規則</u>で定めるところにより、当該広告物等表示者に対し速やかに当該表示等に同意する旨を通知しなければならない。 2 (略) 3 町長は、第40条の規定による協議について当該等が景観に著しく支障があると認めるときは、<u>施行規則</u>の定めるところにより、広告物等表示者に対し速やかに当該表示等に同意しない旨の通知をしなければならない。 4 (略) (適用除外) 第47条 本節の規定は、次の各号のいずれかに該当する看板、広告物その他これらに類するものについては、適用しない。 (1) 公職選挙法<u>(昭和25年法律第100号)</u>による選挙運動のために表示設置するもの (2)～(6) (略) <u>(7) 営利を目的とした場合において、専ら特定の施設利用者を対象とし、景観に著しく害を及ぼさないもの</u> (委任) 第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>施行規則で定める</u>。
---	---